

【外貨預金共通規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの預金に係る当行所定の申込書の提出を受け、契約締結時の交付書面を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

2 【外貨預金の取扱】

(1)外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ・払戻し・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当行所定の手続によります。

(2)当行は銀行営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には、外貨預金の取扱は行わないものとします。

3 【預入れ】

外貨預金に預入れできるものは、次のとおりです。なお通貨の種類によって受入れられないものもあります。

①円預金口座からの振替（現金での預入れはできません。）

②他の外貨預金口座からの振替

③為替による振込金（外国からの振込を含みます。）

なお、通貨の種類異なる預金口座からの振替の場合は、当行所定の外国為替相場により同通貨に換算のうえ預入れするものとします。

4 【払戻し】

(1)外貨預金は、当行所定の場合を除き、本邦通貨以外の通貨で現金により払戻すことはできないものとします。

(2)外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に外貨預金を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合（他の口座への振替も含みます。）でも、当行は当該外国通貨もしくは当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合せのいずれをもっても支払うことができるものとします。

(3)前記(1)から(2)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

5 【変更・取消】

(1)外貨預金の預入れ・払戻しにかかる日時・金額・利率・適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。

(2)前記(1)にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて、変更または取消に応じる場

合には、預金者はそのために生じる一切の手数料・費用・精算金・損害金等を、当行に支払うものとします。

6 【適用外国為替相場による換算】

- (1)当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金に預入れるときは、当行所定の外国為替相場を適用して当該外国通貨に換算します。
- (2)当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金を払戻すとき（他の口座への振替も含みます。）は、当行所定の外国為替相場を適用して換算します。

7 【届出事項の変更、証書の再発行】

- (1)外貨預金にかかる証書や印章を失ったとき、または、印章・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2)外貨預金にかかる証書または印章を失った場合の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (3)証書を再発行するときには、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

8 【成年後見人等の届出】

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当行に届出てください。
- (4)前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更（これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。）等が生じたときにも同様に当行に届出てください。
- (5)前記(1)から(4)までの届出前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がない等と判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しや無効を主張できないものとします。

9 【印鑑照合等】

払戻請求書・証書・諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当行が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

10 【相殺等】

- (1)預金者が当行に対し弁済期の到来した債務を負担している場合は、外貨預金の期日到来のいかんにかかわらず、当行はいつでも当行所定の方法により当該外貨預金を相殺し、または弁済に充当することができます。

(2)前記(1)により生じた費用・損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて預金者が支払うものとします。

(3)前記(1)において当該外貨預金と債務の通貨が異なる場合には、相殺時における当行所定の外国為替相場により、当該債務の通貨に換算のうえ相殺できるものとします。

11【手数料等】

(1)外貨預金の預入れ・払戻し等に関する諸手数料・費用等については、預金者は当行所定の料率により当行に支払うものとします。

(2)外貨預金に関する預金者の支払うべき精算金・損害金等については、預金者は当座勘定規定・普通預金規定・外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該外貨預金または所定の当座預金もしくは普通預金から引落としされることを承認するものとします。

12【譲渡・質入れ等の禁止】

(1)外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書等については、譲渡・質入・その他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

(2)当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

13【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、15(2)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、15(2)の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14【取引の制限】

(1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前記(1)および(2)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

15【口座の解約等】

(1)次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することによりこの預

金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

②この預金の預金者が 12(1)に違反したとき

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(2)前記(1)のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害（訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含みます。）が生じたときは、その損害額を払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当

行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (4)前記(1)から(3)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードを持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。
- (5)前記(1)から(4)によるこの預金口座の解約は、解約実行時の当行所定の外国為替相場を適用して換算します。

16【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードと届出印を、又、証書式の場合は証書と届出印を、持参して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)前記(1)により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17【自己責任の原則】

預金者は、外貨預金の預入れまたは払戻すときには、外国為替相場の動向等によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。

なお、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

18【外国為替関連諸法令】

外貨預金に関する取引は、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」・「金融商品取引法」・「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」および同法に基づく命令規則等（以下これらを「外国為替関連法令」といいます。）にしたがって取扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

19【準拠法・裁判所管轄権】

この規定およびこれに付随する規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この規定およびこれに付随する規定に関し紛争が発生したときは、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

20【その他の規定の適用】

外貨預金は、この共通規定のほか、個別の預金規定および約定書等の定めを適用します。

21【通知等】

届出のあった氏名・住所に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

22【この規定の変更等】

(1)この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2)(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3)(1)、(2)による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。以上

（令和 3 年 3 月 1 日現在）

【外貨預金ステートメント方式に関する特約】

外貨預金を通帳・証書を発行せずステートメント（取引明細書）を発行することによって取引する場合（以下「ステートメント方式」といいます。）は、以下のとおり取扱うものとします。

1 【本人確認口座の届出】

- (1)ステートメント方式の外貨預金を申し込む場合は、外貨預金の申込書等により、当行所定の種類の預金口座をステートメント方式における本人確認口座として、あらかじめ当店に届出るものとします。
- (2)前記(1)に定める本人確認口座（以下「本人確認口座」といいます。）は、次のすべての要件を満たす預金口座に限るものとします。
 - ①当該外貨預金口座と同じ支店に開設されていること。
 - ②届出の氏名・住所等が、当該外貨預金口座の届出の氏名・住所等とすべて一致していること。
 - ③通帳またはキャッシュカードが発行されていること。
- (3)本人確認口座を解約する場合には、預金者はあらかじめ当行所定の方法により、本人確認口座を他の預金口座（前記(2)のすべての要件を満たす預金口座に限るものとします。）に変更するものとします。

2 【ステートメントの発行】

- (1)ステートメント方式の外貨預金については、通帳・証書の発行に代えてこの規定に定めるステートメントを発行します。
- (2)当行は、当行所定の期間における当該外貨預金の預入れ・払戻し・解約等の取引明細および当該期間の最終日付の残高等を記載したステートメントを作成のうえ、届出の住所にあてて送付します。

ただし、当該期間を通じて当該外貨預金のお取引がなかった場合は、当該期間にかかるステートメントは発行しません。
- (3)同日の複数の取引をステートメントに記載するときは、その記載順序については当行の任意とします。
- (4)ステートメントは、お客様と当行との間の個別取引を証するとても重要な書類ですので、お客様において必ず内容をご確認のうえ、別途お渡しする「外貨普通預金ご利用明細表綴」に綴じ込んで保管してください。
- (5)ステートメントの再発行は、当行所定の期限内に、当行所定の手続をしていただいたものについて行います。なお、この再発行については、当行所定の手数料をいただきます。

3 【本人確認口座の通帳・カードの提出】

ステートメント方式の外貨預金の預入れ・払戻し・解約等の取引や、当該外貨預金口座

にかかる届出事項の変更等を行うときは、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードとともに当店に提出してください。

以上

(令和3年3月1日現在)

【盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約】

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は個人のお客さまの預金取引に適用されます
- (2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。
 - ①盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約を含みます。）が行われた場合における取扱い。
 - ②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗取された通帳等による不正な預金払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者本人より十分な調査が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等を盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A.当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B.預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C.預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が該当預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定において補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的な本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以上

(令和3年3月1日現在)

【盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害において預金者の重大な過失または過失となりうる場合】

1. (お客さまの重大な過失となりうる場合)

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する行為であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 他人に通帳を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他お客さまに(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合。

※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. (お客さまの過失となりうる場合)

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合。
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

(令和3年3月1日現在)

【 外貨普通預金規定 】

1 【ステートメントの発行】

- (1)この預金については通帳を発行しません。
- (2)この預金については、通帳の発行に代えてステートメント（取引明細書）を発行しますので、別に交付した「外貨普通預金お取引明細書綴」に綴じ込んで保管してください。

2 【払戻し】

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードとともに当店に提出してください。

3 【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

4 【口座の解約】

- (1)この預金口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、本人確認口座の通帳またはキャッシュカードとともに、当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4)この預金口座の解約は、解約実行時の当行所定の外国為替相場を適用して換算します。

5 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

以上

(令和3年3月1日現在)

【 外貨定期預金規定 】

1 【満期日の処理方法の選択】

- (1) 預金者は、この預金について証書記載の満期日（継続したときはその満期日。以下「満期日」といいます。）に、後記 2(1)の定めにしたがって自動的に解約し利息とともに支払う（以下この方法による取扱を「自動解約方式による取扱」といいます。）か、または、後記 2(3)の定めにしたがって前回と同一期間の外貨定期預金に自動的に継続する（以下この方法による取扱を「自動継続方式による取扱」といいます。）かについて、預入れの際に指定するものとします。
- (2) この預金について、自動継続方式から自動解約方式への変更（自動解約方式から自動継続方式への変更はできません。この場合、自動解約後再度新規申込となります。）、または、後記 3 に定める満期日における利息支払方法の取扱の変更を依頼するときは、預金者は満期日までに当行所定の書面を当店に提出してください。

2 【預金の支払時期】

- (1) この預金について、自動解約方式による取扱が指定されている場合は、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に、満期日にこの預金の元利金を入金します。ただし、この預金の通貨と指定口座の預金の通貨が異なる場合には、満期日の当行所定の外国為替相場により、指定口座の預金の通貨に換算のうえ入金するものとします。
- (2) この預金について、自動解約方式による取扱が指定されている場合において、指定口座がこの預金の満期日までに解約され、当行が満期日に当該指定口座に元利金を入金できないときは、預金者は直ちに指定口座となる預金口座を開設するものとし、そのうえで当行は元利金を当該指定口座に入金して支払うものとします。この場合に、この預金の通貨と解約された指定口座の預金の通貨が異なるときには、前述(1)ただし書にかかわらず、通貨の換算は指定口座に当行が入金する日（以下、自動解約方式による取扱によらず、当行がこの預金の元利金を指定口座に入金する日を「入金日」といいます。）に行うものと

します。なお、この預金に外貨定期預金為替予約申込書の「外国為替予約取引にかかる特約条項」にもとづく外国為替予約が締結されている場合には、当行はこの預金の満期日に当該外国為替予約により他通貨に換算のうえ、この条項の定めにしたがって支払うものとします。

- (3) この預金について、自動継続方式による取扱が指定されている場合は、前回と同一期間の外貨定期預金に継続します。なお、この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをした場合は、その定めによるものとします。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、この預金が満期日において自動解約方式による取扱が指定されている場合は指定口座へ入金し、この預金が満期日において自動継続方式による取扱が指定されている場合はその指定にしたがって満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については前記 2(3)に定める利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算します。
- (3) この預金を前記 2(1)に定める自動解約方式以外の方法で支払う場合には、満期日以後の利息は満期日から入金日の前日までの日数および入金日における当該外国通貨の普通預金利率によって計算します。
- (4) この預金の利息を前記 2(2)の外国為替予約が締結されているときの定めにしたがって支払う場合、満期日以後の利息は、満期日から入金日までの日数および入金日における当該他通貨の普通預金の利率によって計算します。
- (5) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (6) 前 (5) に該当せず、当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および外貨預金共通規定 15(2)により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）

から解約日の前日までの日数および当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約に伴い、損害金を求める場合があります。

(7) この預金の付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【口座の解約】

この預金を自動解約方式以外の方法で解約するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店に提出してください。

この預金口座の解約は、解約実行時の当行所定の外国為替相場を適用して換算します。

5 【証書の効力】

この預金について、自動解約方式により、満期日に自動的に解約し元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

6 【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

以上

(令和3年3月1日現在)